

2026年1月30日

各 位

株式会社 紀陽銀行

「貸金庫規定」「貸金庫規定（カード式）」「封緘保護預り規定」の改定について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

金融機関による貸金庫業務の適正化を図るべく、金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正されたことを受け、当行では、下記のとおり関連規定を改定いたしますのでお知らせいたします。

改定後の規定は、従前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。規定改定に伴いお手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願ひいたします。

記

1. 改定する規定

- ・貸金庫規定
- ・貸金庫規定（カード式）
- ・封緘保護預り規定

2. 改定内容

（1）主な改定内容

- ①格納いただけないものに「現金」を追加
- ②利用目的（適切にご利用いただいていること）を書面等で申告いただくこと等

（2）格納いただけない現金について

日本円(注)、外国通貨とも格納いただけません。

(注) 日本円のうち、以下の2点が格納いただけない現金となります。

- ①日本銀行HP「現在発行されている銀行券・貨幣」に掲載されている銀行券・貨幣
- ②「①」と肖像が同一である銀行券（2007年発行停止の一万円券（福沢諭吉））

※詳しくは日本銀行HP（https://www.boj.or.jp/note_tfjgs/note/valid/index.htm）
をご確認ください。

3. 新旧対照表および改定後の規定

新旧対照表は別紙1、改定後の「貸金庫規定」、「貸金庫規定（カード式）」、「封緘保護預り規定」は別紙2、別紙3、別紙4をご参照ください。

4. 改定日

2026年6月1日（月）

以 上

貸金庫規定

※下線部が改定箇所

改定後	改定前
<p>1. 収納品の範囲 (1)～(2) (略) <u>(3) 保護箱には、次に掲げるものを収納することができません。</u> ① 現金その他のマネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、保護箱の通常の用法による保管に適さないもの</p>	<p>1. 収納品の範囲 (1)～(2) (略) <u>(追加)</u></p>
<p>2. 利用目的の確認 <u>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、収納品が第1条に定める範囲を逸脱することができないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</u> <u>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>
3. 契約期間等 (略)	2. 契約期間等 (略)
4. 使用料 (略)	3. 使用料 (略)
<p>5. 鍵の保管 保護箱に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。なお、正鍵の複製はできません。</p>	<p>4. 鍵の保管 保護箱に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。<u>(追加)</u></p>
6. 保護箱の開閉等 (略)	5. 保護箱の開閉等 (略)
7. 届出事項の変更等 (略)	6. 届出事項の変更等 (略)
8. 印章、鍵の喪失時等の取扱い (略)	7. 印章、鍵の喪失時等の取扱い (略)
9. 印鑑照合等 (略)	8. 印鑑照合等 (略)
10. 損害の負担等 (略)	9. 損害の負担等 (略)
11. 反社会的勢力との取引拒絶 この貸金庫は、第12条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用	10. 反社会的勢力との取引拒絶 この貸金庫は、第11条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用

改定後	改定前
申込をお断りするものとします。	申込をお断りするものとします。
<p>12. 解約等</p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ保護箱を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか<u>第8条</u>に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ保護箱を明渡してください。<u>第3条</u>により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>借主名義人が存在しないことが明らかになったとき、または借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u></p> <p>⑦ <u>本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u></p> <p>⑧ <u>法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申請内容に偽りがあるとき</u></p> <p>⑨ <u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<u>第4条第3項</u>にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。</p> <p>なお、当行はこの不足額を明渡しの日に<u>第4条第1項</u>の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(5)～(6) (略)</p>	<p>11. 解約等</p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ保護箱を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか<u>第7条</u>に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ保護箱を明渡してください。<u>第2条</u>により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<u>第3条第3項</u>にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。</p> <p>なお、当行はこの不足額を明渡しの日に<u>第3条第1項</u>の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(5)～(6) (略)</p>
<u>13. 保護箱の修繕、移転等</u> (略)	<u>12. 保護箱の修繕、移転等</u> (略)

改定後	改定前
<u>14.</u> 緊急措置 (略)	<u>13.</u> 緊急措置 (略)
<u>15.</u> 謾渡、転貸等の禁止 (略)	<u>14.</u> 謕渡、転貸等の禁止 (略)
<u>16.</u> 規定の変更 (略)	<u>15.</u> 規定の変更 (略)

貸金庫規定（カード式）

※下線部が改定箇所

改定後	改定前
<p><u>1. 格納品の範囲</u> (1) ~ (2) (略) <u>(3) 保護箱には、次に掲げるものを格納することができません。</u> ① <u>現金その他のマネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u> ② <u>危険物や変質、腐敗のおそれがある等、保護箱の通常の用法による保管に適さないもの</u></p>	<p>1. 格納品の範囲 (1) ~ (2) (略) <u>(追加)</u></p>
<p><u>2. 利用目的の確認</u> (1) <u>貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</u> (2) <u>貸金庫が、マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>
<u>3. 契約期間等 (略)</u>	<u>2. 契約期間等 (略)</u>
<u>4. 使用料 (略)</u>	<u>3. 使用料 (略)</u>
<p><u>5. 鍵等の保管</u> (1) 保護箱に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印鑑により封印し、当行が保管します。<u>なお、正鍵の複製はできません。</u> (2) (略)</p>	<p>4. 鍵等の保管 (1) 保護箱に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印鑑により封印し、当行が保管します。<u>(追加)</u> (2) (略)</p>
<u>6. 保護箱の開閉等 (略)</u>	<u>5. 保護箱の開閉等 (略)</u>
<u>7. 届出事項の変更等 (略)</u>	<u>6. 届出事項の変更等 (略)</u>
<u>8. ご利用カード、鍵の喪失時等の取扱い (略)</u>	<u>7. ご利用カード、鍵の喪失時等の取扱い (略)</u>
<u>9. 暗証番号照合、印鑑照合等 (略)</u>	<u>8. 暗証番号照合、印鑑照合等 (略)</u>
<u>10. 損害の負担等 (略)</u>	<u>9. 損害の負担等 (略)</u>
<p><u>11. 反社会的勢力との取引拒絶</u> この貸金庫は、第12条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第3項各号の一にでも該</p>	<p><u>10. 反社会的勢力との取引拒絶</u> この貸金庫は、第11条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第3項各号の一にでも該</p>

改定後	改定前
<p>当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。</p>	<p>当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。</p>
<p><u>12. 解約等</u></p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、ご利用カードおよび届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ保護箱を直ちに明渡してください。なお、正鍵、ご利用カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか<u>第8条</u>に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合は、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ保護箱を明渡してください。<u>第3条</u>により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったとき、または借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</p> <p>⑦ 本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</p> <p>⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や<u>第2条</u>に定める利用目的の申請内容に偽りがあるとき</p> <p>⑨ マネー・ローンダーリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダーリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<u>第4条第3項</u>にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。</p> <p>なお、当行はこの不足額を明渡しの日に<u>第4条第1項</u>の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p>	<p><u>11. 解約等</u></p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、ご利用カードおよび届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ保護箱を直ちに明渡してください。なお、正鍵、ご利用カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか<u>第7条</u>に準じて取扱います。</p> <p>(2) (追加) 当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ保護箱を明渡してください。<u>第2条</u>により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<u>第3条第3項</u>にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。</p> <p>なお、当行はこの不足額を明渡しの日に<u>第3条第1項</u>の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p>

改定後	改定前
(5)～(6) (略)	(5)～(6) (略)
<u>13.</u> 保護箱の修繕、移転等 (略)	<u>12.</u> 保護箱の修繕、移転等 (略)
<u>14.</u> 緊急措置 (略)	<u>13.</u> 緊急措置 (略)
<u>15.</u> 謙渡、転貸等の禁止 (略)	<u>14.</u> 謙渡、転貸等の禁止 (略)
<u>16.</u> 規定の変更 (略)	<u>15.</u> 規定の変更 (略)

封緘保護預り規定

※下線部が改定箇所

改定後	改定前
<p>1. 保護預り品の内容物の範囲 (1)～(2) (略) <u>(3) この保護預りには、次に掲げるものを格納することができません。</u> ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、保護預りの通常の用法による保管に適さないもの</p>	<p>1. 保護預り品の内容物の範囲 (1)～(2) (略) <u>(追加)</u></p>
<p>2. 利用目的の確認 (1) 封緘保護預りの契約の締結または利用等にあたっては、預け主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱するところがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</p> <p>(2) 保護預りが、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、所定の場所でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で保護預りの利用状況を確認させていただきます。</p>	<p><u>(追加)</u></p>
3. 契約期間等 (略)	2. 契約期間等 (略)
4. 手数料 (略)	3. 手数料 (略)
5. 保護預り品の受渡し (略)	4. 保護預り品の受渡し (略)
6. 届出事項の変更等 (略)	5. 届出事項の変更等 (略)
7. 証書、印章の喪失時の取扱い (略)	6. 証書、印章の喪失時の取扱い (略)
8. 印鑑照合 (略)	7. 印鑑照合 (略)
9. 損害の負担等 (略)	8. 損害の負担等 (略)
<u>10. 反社会的勢力との取引拒絶</u> この保護預りは、第 <u>11</u> 条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができます、第 <u>11</u> 条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの保護預りの使用申込をお断りするものとします。	<u>9. 反社会的勢力との取引拒絶</u> この保護預りは、第 <u>10</u> 条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができます、第 <u>10</u> 条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの保護預りの使用申込をお断りするものとします。
<u>11. 解約等</u> (1) この契約は、預け主の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、裏面の受取欄に届出の印章により記名押印のうえこの証書を提出し、保護預り品を引取ってください。	<u>10. 解約等</u> (1) この契約は、預け主の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、裏面の受取欄に届出の印章により記名押印のうえこの証書を提出し、保護預り品を引取ってください。

改定後	改定前
<p>なお、この証書または印鑑を失った場合に解約するときは、このほか第<u>7</u>条に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をとってください。<u>第3</u>条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>預け主名義人が存在しないことが明らかになったとき、または預け主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u></p> <p>⑦ <u>本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u></p> <p>⑧ <u>法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申請内容に偽りがあるとき</u></p> <p>⑨ <u>マネー・ローンダーリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダーリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前3項による保護預り品の引取り時に手数料未納分があったときは、解約日の属する月までの手数料相当額を月割計算により支払ってください。なお、当行はこの不足額を引取の日に第<u>4</u>条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(5)～(6) (略)</p>	<p>なお、この証書または印鑑を失った場合に解約するときは、このほか第<u>6</u>条に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をとってください。<u>第2</u>条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前3項による保護預り品の引取り時に手数料未納分があったときは、解約日の属する月までの手数料相当額を月割計算により支払ってください。なお、当行はこの不足額を引取の日に第<u>3</u>条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(5)～(6) (略)</p>
<u>12.</u> 保護預り品の一時引取り等 (略)	<u>11.</u> 保護預り品の一時引取り等 (略)
<u>13.</u> 緊急措置 (略)	<u>12.</u> 緊急措置 (略)
<u>14.</u> 譲渡、転貸等の禁止 (略)	<u>13.</u> 譲渡、転貸等の禁止 (略)
<u>15.</u> 規定の変更 (略)	<u>14.</u> 規定の変更 (略)

貸金庫規定

(令和8年6月1日現在)

1. (収納品の範囲)

- (1) 保護箱には、次に掲げるものを収納することができます。
- ①公社債券、株券その他の有価証券
 - ②預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは収納をおことわりすることがあります。
- (3) 保護箱には、次に掲げるものを収納することができません。
- ①現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
 - ②危険物や変質、腐敗のおそれがある等、保護箱の通常の用法による保管に適さないもの

2. (利用目的の確認)

- (1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、収納品が第1条に定める範囲を逸脱する事がないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。
- (2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

3. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

4. (使用料)

- (1) 保護箱の使用料は、当行所定の料率により1年分を前払いするものとし、当行所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

5. (鍵の保管)

保護箱に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。なお、正鍵の複製はできません。

6. (保護箱の開閉等)

- (1) 保護箱の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用しておこなってください。
- (2) 開箱にあたっては、当行所定の保護箱開閉依頼書に届出の印章により記名押印して提出してください。
なお、閉箱後は保護箱の施錠を確認してください。
- (3) 収納品の出し入れは、当行所定の場所でおこなってください。

7.（届出事項の変更等）

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出ください。正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。
- (2) 前記(1)の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しましたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8.（印章、鍵の喪失時等の取扱い）

- (1) 印章もしくは正鍵を失った場合の保護箱の開閉は当行所定の手続をした後におこなってください。
この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当行が保護箱の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

9.（印鑑照合等）

保護箱開閉依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて開箱その他の取扱いをしましたうえはそれらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。

10.（損害の負担等）

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、保護箱設備の故障等が発生した場合には、保護箱の開箱に応じられないことがあります。このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による収納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または収納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

11.（反社会的勢力との取引拒絶）

この貸金庫は、第12条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

12.（解約等）

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ保護箱を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ保護箱を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ①借主が使用料を支払わないとき
 - ②借主について相続の開始があったとき
 - ③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または収納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤借主または代理人がこの規定に違反したとき
 - ⑥借主名義人が存在しないことが明らかになったとき、または借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき

- ⑦本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
⑧法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申請内容に偽りがあるとき
⑨マネー・ローンダーリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダーリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知をすることによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ①借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
②借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- (4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して保護箱を開箱のうえ、収納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は保護箱の開箱に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

13. (保護箱の修繕、移転等)

保護箱の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が収納品の一時引取りまたは保護箱の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

14. (緊急措置)

法令の定めるところにより保護箱の開箱を求められたとき、または店舗の火災、収納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して保護箱を開箱し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

15. (譲渡、転貸等の禁止)

保護箱の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

16. (規定の変更)

- (1) この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページでの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

貸金庫規定（カード式）

（令和8年6月1日現在）

1. (格納品の範囲)

- (1) 保護箱には、次に掲げるものを格納することができます。
 - ①公社債券、株券その他の有価証券
 - ②預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。
- (3) 保護箱には、次に掲げるものを格納することができません。
 - ①現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
 - ②危険物や変質、腐敗のおそれがある等、保護箱の通常の用法による保管に適さないもの

2. (利用目的の確認)

- (1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。
- (2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

3. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

4. (使用料)

- (1) 保護箱の使用料は、当行所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず自動引落しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

5. (鍵等の保管)

- (1) 保護箱に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印鑑により封印し、当行が保管します。なお、正鍵の複製はできません。
- (2) 借主および借主があらかじめ届出した代理人に貸金庫ご利用カード（以下「ご利用カード」といいます。）を発行致しますので、借主および代理人が保管してください。

6. (保護箱の開閉等)

- (1) 保護箱の開閉は、借主または借主があらかじめ届出した代理人が正鍵を使用しておこなってください。
- (2) 開箱にあたっては、ご利用カードをカード読み取り機に挿入し、届出の暗証番号をボタンにより操作してください。なお、閉箱後は保護箱の施錠を確認してください。
- (3) 格納品の出し入れは、当行所定の場所でおこなってください。

7. (届出事項の変更等)

- (1) 印章もしくはご利用カードを失ったとき、または印章、暗証番号、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。
- (2) 前記(1)の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しましたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8. (ご利用カード、鍵の喪失時等の取扱い)

- (1) ご利用カードもしくは正鍵を失った場合の保護箱の開閉は当行所定の手続をした後におこなってください。
この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当行が保護箱の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (3) ご利用カードの再発行にあたっては、当行所定の再発行手数料を支払ってください。

9. (暗証番号照合、印鑑照合等)

- (1) 保護箱の開箱にあたり、カード読み取り機操作の際使用されたご利用カードを確認のうえ記録（ご利用カードを自動的に転写する方式による）し、同時に暗証番号と届出の暗証番号の一致を確認して開箱その他の取扱いをしましたうえは、借主または代理人自身が操作したものとし、ご利用カードまたは暗証番号につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのためになじた損害については当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。
- (2) 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをしましたうえは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、保護箱設備の故障等が発生した場合には、保護箱の開箱に応じられないことがあります。このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責に帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

11. (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、第12条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

12. (解約等)

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、ご利用カードおよび届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ保護箱を直ちに明渡してください。なお、正鍵、ご利用カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ保護箱を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
①借主が使用料を支払わないとき
②借主について相続の開始があったとき

- ③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えた時はそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤借主または代理人がこの規定に違反したとき
- ⑥借主名義人が存在しないことが明らかになったとき、または借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
- ⑦本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
- ⑧法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申請内容に偽りがあるとき
- ⑨マネー・ローンダーリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダーリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知をすることによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ①借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかにでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いたり威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他AからDに準ずる行為
- (4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して保護箱を開箱のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は保護箱の開箱に際して公証人等に立会いを求めるができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

13. (保護箱の修繕、移転等)

保護箱の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは保護箱の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

14. (緊急措置)

法令の定めるところにより保護箱の開箱を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して保護箱を開箱し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

15. (譲渡、転貸等の禁止)

保護箱の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

16. (規定の変更)

- (1) この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページでの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

封緘保護預り規定

(令和8年6月1日現在)

1. (保護預り品の内容物の範囲)

- (1) この保護預りでは、次に掲げるものを封緘したうえ預けてください。
- ①公社債券、株券その他の有価証券
 - ②預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④前各号に掲げるものに準ると認められるもの
- (2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは保護預りをおことわりすることがあります。
- (3) この保護預りには、次に掲げるものを格納することができません。
- ①現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
 - ②危険物や変質、腐敗のおそれがある等、保護預りの通常の用法による保管に適さないもの

2. (利用目的の確認)

- (1) 封緘保護預りの契約の締結または利用等にあたっては、預け主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。
- (2) 保護預りが、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、所定の場所でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で保護預りの利用状況を確認させていただきます。

3. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに預け主または当行から解約の申し出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

4. (手数料)

- (1) この保護預りの手数料は、当行所定の料率と計算方法により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に、預け主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ手数料に充当します。なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。
- (2) 開封にあたっては、当行所定の開封手数料を支払ってください。
- (3) 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (4) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。

5. (保護預り品の受渡し)

保護預り品（封緘物）の受渡しを請求するときは、預け主または預け主があらかじめ届出た代理人が当行所定の依頼書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに提出してください。

6. (届出事項の変更等)

- (1) 証書や印鑑を失ったとき、または印鑑、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出ください。
- (2) 前記(1)の印鑑、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しましたは到達しなかったときでも通常

到達すべき時に到達したものとみなします。

7. (証書、印章の喪失時の取扱い)

この証書または印章を失った場合の保護預り品の受渡しまたは証書の再発行は、当行所定の手続後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

8. (印鑑照合)

この証書、依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて保護預り品の受渡しその他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については当行は責任を負いません。

9. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、保護預り品の受渡しの申し出には直ちに応じられない場合であっても、このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による保護預り品の内容物の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保護預り品の内容物の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この保護預りは、第11条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの保護預りの使用申込をお断りするものとします。

11. (解約等)

- (1) この契約は、預け主の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、裏面の受取欄に届出の印鑑により記名押印のうえこの証書を提出し、保護預り品を引取ってください。なお、この証書または印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をとってください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ①預け主が手数料を支払わないとき
 - ②預け主について相続の開始があったとき
 - ③預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保護預り品の内容物の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えるおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤預け主または代理人がこの規定に違反したとき
 - ⑥預け主名義人が存在しないことが明らかになったとき、または預け主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
 - ⑦本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ⑧法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申請内容に偽りがあるとき
 - ⑨マネー・ローンダーリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダーリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの保護預りの利用を停止し、または預け主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をとってください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ①預け主が封緘保護預り申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②預け主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③預け主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いたり威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- (4) 前3項による保護預り品の引取り時に手数料未納分があったときは、解約日の属する月までの手数料相当額を月割計算により支払ってください。なお、当行はこの不足額を引取の日に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項から第3項による保護預り品の引取り手続が3か月以上遅延したときは、当行は開封のうえ保護預り品の内容物を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は開封に際して公証人等に立会いを求める能够とするものとします。これらに要する費用は預け主の負担とします。
- (6) 手数料、その他預け主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

12. (保護預り品の一時引取り等)

- (1) 保護預り品の保管施設の修繕または移転その他やむを得ない事由により、当行が保護預り品の一時引取りを求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (2) 前項の事由が生じたときは、当行は預け主にあらかじめ通知することにより当行の本支店または当行が相当と認める第三者に保護預り品の保管を委託することができるものとします。

13. (緊急措置)

法令の定めるところにより保護預り品の内容物の開示もしくは引渡しを求められたとき、または店舗の火災、保護預り品の異変等緊急を要するときは、当行は開封し、その他臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

14. (譲渡、転貸等の禁止)

この契約による預け主の権利およびこの証書は譲渡または質入れすることはできません。

15. (規定の変更)

- (1) この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページでの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上